

変更登録届出（登録内容の変更）について（事業者）

（※東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課に内容確認の上、東京都福祉保健財団が作成）

登録喫煙吸引等事業者（登録特定行為事業者）として登録後、登録した内容に変更が生じる場合は、変更登録届出が必要です。

提出書類

ア 登録喫煙吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書（第4号様式）

イ 添付書類

変更事項	届出時期	添付書類
氏名又は名称・住所	変更前	○「履歴事項証明書」（登記簿）（3か月以内に発行された原本） ○返信用封筒（角2）（120円切手貼付、住所・送付先名称記載）
法人にあっては代表者の氏名		○「履歴事項証明書」（登記簿）（3か月以内に発行された原本）
事業所の名称・所在地		○返信用封筒（角2）（120円切手貼付、住所・送付先名称記載）
業務開始予定年月日		（不要）
法人の定款又は寄付行為（事業目的の変更のみ）	変更後	○「履歴事項証明書」（登記簿）（3か月以内に発行された原本） ○定款又は寄付行為（コピー）
業務方法書	変更前	○変更後の業務方法書
喫煙吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿	変更後	○変更後の介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（従事者全員が記載されているもの） ○追加された従事者の認定証等（コピー）
喫煙吸引等の実施に係る備品一覧		○変更後の備品一覧
実地研修責任者の氏名		（不要）

※返信用封筒について

氏名又は名称・住所、事業所の名称・所在地の変更がある場合、変更内容を反映させた登録通知書を交付しますので、返信用封筒を同封してください。

その他の変更の場合は、届出後、特に財団からお送りするものではありません。

記入例・変更登録届出

年 月 日

東京都知事殿

所在地 東京都新宿区西新宿2-8-1
 申請者 都介護サービス株式会社
 代表者名 代表取締役 東京 太郎

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項及び第2項に定める喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者においては社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条に定める特定行為業務）について、登録を受けた内容を変更するため、同法第48条の6の規定に基づき届け出ます。

登録喀痰吸引等事業者登録番号（登録特定行為事業者登録番号）		1	3	2	5	0	0	0	0	0
フリガナ	ミヤカゴ サービス ツクシカゴ ジギョウシヨ									
事業所名称	都介護サービス 通所介護事業所									
事業所所在地	（郵便番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 ）									
	東京都〇〇区〇〇1-2-3 （ビルの名称等）									
電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇									
変更が発生する事項					変更内容の概要					
○印を記入↓	1. 設置者に係る事項				(変更前)					
	①代表者氏名				△△ △△△ (削除) □□□ □□□ (削除)					
	②代表者の住所				法人にあつては「法人所在地」、個人にあつては「申請者住所」が該当します。					
	③事業所の名称									
	④事業所の所在地									
⑤法人の寄附行為又は定款				(変更後)						
○印を記入↓	2. 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録に係る事項				別添の名簿のとおり					
	①業務方法書				☆☆☆ ☆☆☆ (追加)					
	○ ②喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿（第1号様式-1）									
	③喀痰吸引等の実施に係る備品一覧									
④実地研修責任者の氏名										
変更年月日					年 月 日					

- 備考1 「登録喀痰吸引等事業者登録番号（登録特定行為事業者登録番号）」には、登録時に割り当てられた登録番号を記載してください。
- 2 変更が発生する項目番号に「○」を記載してください。
 - 3 変更内容の概要について、変更点がわかるように記載し、合わせて関連する資料の名称を記載してください。
 - 4 変更内容が分かる書類を添付してください（名簿の変更においては、介護福祉士であれば登録証、認定特定行為業務従事者であれば認定証、看護師であれば免許証の写しを合わせて提出してください）。

よくある質問

	Q	A
1	<p>変更登録届出（従事者名簿）について①同一所在地内の複数の登録事業所間での職員異動についても変更登録は必要でしょうか？②従事者の離職・退職時においても、変更登録は必要でしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。 利用者の安全確保のために、事業所単位での従事者の氏名登録の徹底をお願いします。</p>
2	<p>変更登録届出書の届出項目の中に、「業務方法書」がありますが、医師の指示書、実施計画書等の様式の変更に関しても、届出の必要はありますか？</p>	<p>業務方法書の他に、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類に含まれるものの変更については届出が必要です。</p>
3	<p>変更登録届出書の届出項目の中に、「代表者の住所」がありますが、変更した場合、届出の必要があるでしょうか？</p>	<p>届出項目の「代表者の住所」を、「申請者の住所」と読み替えてください。申請者が法人である場合、所在地が変わった時は変更届出が必要です。法人の代表者の自宅住所変更については、届出は必要ありません。（社会福祉士法及び介護福祉士法 第48条の6参照）</p>